

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (4-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 水産経済部</p> <p>● 水産振興課</p> <p>○ 水産振興担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 船員手帳手数料及び航行報告証明手数料に係る収納金の取扱いにおいて、特別の理由もなく指定金融機関派出所に払込みが遅れているものが計45件あり、中には最長で約2ヶ月に亘り払込みをせずに収納金を保管した状態で放置しているなど、不適切な公金管理となっている。また、口頭申告処理収入原簿の記入はなされているものの、全件、決裁がなされておらず、管理体制も不十分である。</p> <p>収納金の取扱いについては前回の定期監査でも同様の指摘を行ったところであるが、改善が見られないので、管理体制を含めた公金の取扱事務について早急に是正措置を講じられるとともに、会計規則第33条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 漁港利用料の徴収において、利用届出に記載の利用期間やトン数の区分の把握誤りにより、誤徴収しているものが数件あるので精査の上、精算処理されたい。また、届出が欠落しているものが1件あるので、書類の所在を確認の上、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. その他事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 公務出張に係る旅費(航空賃)の支給事務において、精算時に搭乗券等の支払った額のわかる証明書類の添付を省略できない区分の割引制度を利用したもののうち、証明書類が添付されていないものが5件あるので、必要書類を確実に添付されるよう適正に事務処理されたい。</p> <p>○ 水産振興担当 (流通加工センター汚水処理事業特別会計)</p> <p>1. 契約事務について</p>	<p>(1) 収受した船員手帳手数料、航行報告証明手数料について、担当者の失念により指定金融機関派出所への払い込みが遅れ、さらに、「収納金払込書兼収入原符集計表」の課長・主査決裁の際に「収入原符」と突合し、確認をなかったため、払い込みの遅延に気づかなかったもの。</p> <p>(2) 漁港利用料の徴収において、利用届出書の記載内容をデータ入力する際に誤って入力していたため。</p> <p>(1) 公務出張に係る旅費の支給事務において、証明書類の添付を失念していたため。</p>	<p>収納金の取扱いについては、前回の監査で同様の指摘を受けていたにもかかわらず、認識が欠けていたことを猛省し、課員全員で話し合い、公金を扱うことの重大さを再確認したところであり、</p> <p>今後、再発を防ぐ対策として、領収書綴を課長・主査が毎日確認し、払い込みの漏れがないかを確認するとともに、「収納金払込書兼収入原符集計票」決裁の際には、「収入原符」の添付・突合を徹底することに是正したところであり、今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>漁港利用料の徴収について、誤徴収しているものについては、精査の上、平成28年度分の漁港利用料において精算処理する予定であり、届出欠落の1件については、適正に処理済みであります。</p> <p>なお、本指摘事項については、データ入力後の確認作業を怠らなければ防げるものであることから、今後はチェック体制を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、航空機利用の出張後、速やかに証明書類を添付するよう適正に事務処理いたします。</p>

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (4-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場管理運営業務委託において、</p> <p>①契約書で定める事業実績報告書の提出がなされていないこと。</p> <p>②随意契約であるが執行何の段階にも関わらず、添付されている契約書(案)に業者名が記入されていること。</p> <p>など、不備が散見されるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>○ 水産指導担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) ウニ種苗生産センター整備工事の工事竣工検定書において、竣工届(同日竣工)の届出があり、完成検査は届出があつてから7日以内に行わなければならないが、7日を経過した後に検査を実施しており、契約規則第39条第2項の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 自家用電気工作物保安管理業務、消防設備点検業務、定期清掃業務等(6件)の業務委託において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明である。</p> <p>2. その他事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 出張命令票の出張命令期間と実出張期間の異なる出張があるが、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により出張期間を変更する場合は、職員の旅費に関する条例第5条の規定に基づき、その承認を受けなければならないので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場管理運営業務委託において、業者から提出される事業実績報告書の添付を失念していたため。</p> <p>(1) 本工事の完成検査において、竣工届を受理した日から起算し7日以内に検査を実施するものと誤認していたため。</p> <p>(2) 当該業務の予定価格の設定において、算定根拠となる参考見積書等の添付を失念していたため。</p> <p>(1) 本出張期間の変更において、職員の旅費に関する条例第5条に基づき出張命令の変更の承認を受けていたものの、定期監査資料としての提出を失念していたため。</p>	<p>今後、確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、完成検査の実施については、契約規則第39条第2項の規定に基づき、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、予定価格の設定については、設計図書を作成し、適正に事務処理いたします。</p> <p>出張命令の変更については、今後とも職員の旅費に関する条例第5条に基づき適正に事務処理いたします。</p> <p>また、定期監査資料の提出については、適正に事務処理いたします。</p>
<p>● 港湾課</p> <p>○ 港政担当、港湾管理担当</p> <p>1. その他事務について</p>		

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (4-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 管理職員特別勤務手当の勤務を要する日の支給要件は、午後10時から午前5時までの間であるが、実績簿には対象外の時間帯の勤務が実労働時間数に加算されているものが3件あるので、精査の上、精算処理するとともに、職員給与に関する条例第21条の2第1項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 支給要件の認識を誤っていたため。</p>	<p>今後、職員給与に関する条例第21条の2第1項の規定に基づき、適正に支給処理いたします。</p> <p>なお、今回指摘事項については、精算処理済であります。</p>
<p>● 農林課</p> <p>○ 農政担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 農業会館維持管理業務委託及び航空機賃貸借契約において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 財産について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 農業会館の使用を許可する際の使用許可書の交付が一部を除いて交付されていないので、農業会館条例施行規則第3条の規定により、適正に事務処理されたい。</p> <p>○ 林務担当・自然保護担当 (林務)</p> <p>1. 支出事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 支出負担行為兼支出命令書に添付されている請求書において、消費税及び地方消費税の税率を5%で計算して請求されているものがあるので、請求内容を十分確認され適正に事務処理されたい。</p> <p>○ 林務担当・自然保護担当 (自然保護)</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p>	<p>(1) 予定価格を設定する際に、業者より参考見積を徴収していたが、設計図書等の作成を失念していたため。</p> <p>(1) 農業会館の使用申込時に、担当者が空き状況を確認したのち、口頭により使用許可をしており、使用許可書の交付について、認識不足だったため。</p> <p>(1) 請求書の内容を精査することなく、支出伝票を作成したため。</p>	<p>今後、予定価格の算定根拠となる設計図書を作成いたします。</p> <p>今後、農業会館条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、使用許可書を交付いたします。</p> <p>今後、請求書の内容確認と精査を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (4-4)

監査指摘事項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(1) ネイチャーセンター等清掃委託業務の入札予定価格調書において、予定価格を消費税及び地方消費税額の1円未満の端数を切り捨てずに設定していること、及び算定根拠となる委託業務設計図書的设计額と異なる高い価格の設定となっているので、適正に事務処理されたい。なお、落札価格は、設計額の範囲内となっているものである。</p> <p>(2) 春国岱原生野鳥公園トイレ浄化槽保守点検委託業務において、完了報告書及び完了検査書の日付は委託期間最終日の3月10日となっているが、委託期間経過後の3月16日に、汚泥汲み取りを含む保守点検が実施されているので、常に進捗状況を把握され、委託期間内の業務完了となるよう、受託業者への指導を行うとともに適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(1) 端数処理の計算誤り及び、設計図書価格の確認を徹底しないまま、入札予定価格調書を作成したため。</p> <p>(2) 委託期間内の業務完了となるよう進捗状況を確認せず、事務処理を行ったため。</p>	<p>今後、再計算等の検算を実施するとともに、細部への確認を行い、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、随時委託業務内容の確認を徹底し、受託業者への指導を行うとともに、適正に事務処理いたします。</p>